

## 令和5年度葉山町高齢者・障害者施設等物価高騰対策支援金支給要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、原油価格・物価高騰の影響を受けている高齢者・障害者施設等への事業継続に向けた支援として、葉山町高齢者・障害者施設等物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を予算の範囲内において支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「高齢者・障害者施設等」とは、介護保険法(平成9年法律第123号)、老人福祉法(昭和38年法律第133号)、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定に基づいて、事業等を運営している別表1及び別表2に掲げる施設等をいう。

### (支援金の支給対象者)

第3条 支援金の支給対象者は、別表1及び別表2に掲げる高齢者・障害者施設等のうち次の要件を満たすもの（以下「支給対象事業所」という。）を運営する事業者（以下「支給対象事業者」という。）とする。

- (1) 葉山町内に所在するもの
  - (2) 令和6年1月1日以前に神奈川県又は葉山町の指定等を受けて、申請日時点で現に運営しているもの
  - (3) 事業者の事業計画上、令和6年3月31日までの間、事業の廃止（届出を行わない事実上の廃止を含む。以下同じ。）又は事業の休止（届出を行わない事実上の休止を含む。以下同じ。）をせず、運営を継続する予定であるもの
- 2 支給金の支給を受けた支給対象事業者は、光熱費、燃料費又は食材費の高騰分を理由とした利用者負担額の引き上げ等の利用者への影響を極力少なくするよう努めるものとする。

### (支援金額)

第4条 支援金の支給額は、別表1及び別表2の支給単価のとおりとする。

### (支援金の申請)

第5条 支援金の支給を受けようとする者は、令和5年度葉山町高齢者・障害者施設等物価高騰対策支援金（下半期分）に係る支給申請書兼請求書（第1号様式）に次の書類を添えて、町長が別に定める期日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 事業所・施設別申請額一覧（第1号様式別添1）
- (2) 役員等氏名一覧表（第1号様式別添2）
- (3) 申請に係る施設・事業所の指定通知書の写し等、事業開始日を確認できる書類（令和5年度上半期分の本支援金の支給を受けたものを除く。次号において同じ。）
- (4) 令和5年10月サービス提供分以降、直近の介護給付費等支払決定額通知書又は障害福祉サービス費等支払決定額通知書の写し等、事業を継続して実施していることを確

認できる書類

(5) その他町長が必要と認める書類

- 2 支給対象事業所を複数有する支給対象事業者は、当該支給対象事業所に係る前項に規定する申請を一括して行うものとする。

(暴力団等の排除)

第6条 葉山町暴力団排除条例（平成24年葉山町条例第8号）（以下「町条例」という。）第8条の規定に基づき、前条に規定する申請者が町条例第2条第2号から第5号に該当する場合は、支援金を支給しないものとする。

- 2 町長は、支援金の支給を受けようとする者又は支給を受けた者が排除対象者に該当するか否かを神奈川県警本部長に対して照会を行うことができる。
- 3 町長は、支援金の支給を受けた事業者が第1項に該当するときは、支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(支援金の支給決定)

第7条 町長は、第5条の規定により支給申請書が提出されたときは、これを審査し、当該申請者に対し、支援金の支給決定をしたときは令和5年度葉山町高齢者・障害者施設等物価高騰対策支援金（下半期分）支給決定通知書（第2号様式）により、支援金を支給しないと決定したときは、令和5年度葉山町高齢者・障害者施設等物価高騰対策支援金（下半期分）不支給決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により支援金の支給決定をしたときは、支給対象事業者に対し速やかに支援金の支給を行うものとする。

(報告及び調査)

第8条 町長は、支援金の適正な支給のため必要があると認めるときは、支給対象事業者に対し、報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(決定の取消し)

第9条 町長は、支援金の支給決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、令和5年度葉山町高齢者・障害者施設等物価高騰対策支援金（下半期分）支給決定取消通知書（第4号様式）により支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 支給対象事業者に該当しないことが判明した場合
- (2) 支援金の支給決定の内容又はこれに付した条件又はこの要綱に基づき町長が行った指示に違反した場合
- (3) その他、偽り等不正の手段により支援金の支給を受けたことが判明した場合

(支援金の返還)

第10条 町長は、支援金の支給決定を取り消した場合において、本事業の当該取消しに係る部分に関し既に支援金が支給されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を請求するものとする。

(書類の整備等)

第11条 支援金の支給を受けた事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を

備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を支援金の支給を受けた日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

- 2 支援金の支給を受けた事業者が前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は町長）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

（届出事項）

第12条 支援金の支給を受ける者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を町長に届け出なければならない。

- (1) 所在地・住所、氏名又は法人名を変更したとき。
- (2) その他申請内容に変更があったとき。

（その他）

第13条 その他、事業の実施に当たり、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年1月15日から施行する。

別表 1  
高齢者施設等

区分	事業所・施設種別	支給単価
入所・ 居住系 事業所	介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、養護老人ホーム及び軽費老人ホーム	令和6年1月1日時点における定員1人当たり 18,000円
	有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅（特定施設入居者生活介護又は地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けているものに限る）	
通所系 事業所	通所介護、通所リハビリテーション、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護	1事業所当たり 110,000円
	地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、訪問入浴介護	1事業所当たり 60,000円
訪問系 事業所	訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、福祉用具貸与、居宅介護支援及び介護予防支援	1事業所当たり 40,000円

備考

- 1 各介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を含む。
- 2 介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1つの事業所・施設として取り扱う。
- 3 介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を実施する事業所のうち、通所型サービス事業所は上表の通所介護事業所（通常規模型）と、訪問型サービス事業所は上表の訪問介護事業所と、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じ取り扱いとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所として取り扱う。
- 4 介護保険法第71条第1項の規定により指定居宅サービス事業者とみなされる保険医療機関は、次の各号のいずれかに該当するものに限り支給の対象とする。
  - (1) 令和4年1月から令和4年12月までの間における介護報酬受領額が100万円を超えるもの
  - (2) 令和5年1月サービス提供分を含む直近12か月における介護報酬受領額が100万円を超えるもの
  - (3) 申請日において、開設後の営業月数が12か月に満たない保険医療機関にあっては、

令和4年1月以降に受領した介護報酬受領額の合計を営業月数で除し、これに12を乗じて得た額が100万円を超えるもの

- 5 高齢者施設等の空床を用いて実施している短期利用については、補助の対象としない。

別表 2  
障害者施設等

区分	事業所・施設種別	支給単価
入所・ 居住系 事業所	障害者支援施設、自立訓練（生活訓練（宿泊型のみ））共同 生活援助、福祉型障害児入所施設 短期入所（医療型を除く）、福祉ホーム	令和6年1月 1日時点にお ける定員1名 当たり 18,000円
通所系 事業所	生活介護、就労移行支援 自立訓練（機能訓練、生活訓練（宿泊型は除く）） 就労継続支援A型、就労継続支援B型 就労定着支援、児童発達支援、医療型児童発達支援 放課後等デイサービス、地域活動支援センター 日中一時支援 ※障害者支援施設の昼間サービスは除く。	1事業所当たり 60,000円
訪問系 事業所	居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護 居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援 計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援 自立生活援助、障害児相談支援、障害者相談支援事業 基幹相談支援、移動支援、意思疎通支援 訪問入浴サービス	1事業所当たり 40,000円

備考

- 1 同一建物内で同施設区分のサービスを提供している場合においては、1つの障害福祉サービス事業所等として取り扱う。
- 2 短期入所（併設型）については、併設する入所・居住系事業所とそれぞれ申請することができる。
- 3 同一建物内で、施設区分が同一の介護保険サービスを提供している場合、介護保険サービス事業所として別表1を適用する。
- 4 本事業の対象となる障害福祉サービス事業所等であっても、同一建物内で医療法上の指定を受けている医療機関に併設する事業所については、令和5年度葉山町医療機関等物価高騰対策支援金の対象となるため、本事業の対象とはならない。
- 5 支給対象事業所のうち、令和5年10月1日から令和6年3月31日までの間に開設又は移転等があった場合、令和5年10月から令和6年3月までの町内所在月数を6で除した数を支給単価に乗ずる。

葉山町長 殿

(法人等の住所)

(法人等の名称)

(代表者職名・氏名)

令和5年度葉山町高齢者・障害者施設等物価高騰対策支援金（下半期分）に係る  
支給申請書

次のとおり関係書類を添えて令和5年度葉山町高齢者・障害者施設等物価高騰対策支援  
金（下半期分）の支給を申請します。

なお、その支給を受けるにあたっては、令和5年度葉山町高齢者・障害者施設等物価高騰  
対策支援金支給要綱を遵守します。

申請額 \_\_\_\_\_ 円

(添付書類)

- 1 事業所・施設別申請額一覧（別添1）
- 2 役員等氏名一覧表（別添2）
- 3 申請に係る施設・事業所の指定通知書の写し等、事業開始日を確認できる書類
- 4 令和5年10月サービス提供分以降、直近の介護給付費等支払決定額通知書又は障害福  
祉サービス費等支払決定額通知書の写し等、事業を継続して実施していることを確認で  
きる書類
- 5 支援金振込口座の通帳の写し

※申請施設等のうち、令和5年度に上半期分の本支援金を受給している場合は、3及び4の書類  
の添付は不要

振込口座

金融機関名					支店名			
金融機関コード					支店コード			
口座種別	普通 ・ 当座 ・ その他							
口座番号								
フリガナ								
口座名義								

申請に関する責任者及び担当者

責任者 氏名： \_\_\_\_\_ 電話： \_\_\_\_\_

担当者 氏名： \_\_\_\_\_ 電話： \_\_\_\_\_





(第1号様式別添2)

役員等氏名一覧表

年 月 日現在

役職名	氏名	氏名のカナ	生年月日 (大正T、昭和S、平成H)	性別 (男・女)	住所
代表者					

記載された全ての者は、代表者または役員に暴力団員がいないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて、同意しております。

団体名  
代表者氏名

- 注 (1) 補助事業者が個人の場合、申請者について記載  
(2) 補助事業者が法人の場合、代表者およびすべての役員について記載  
(3) 補助事業者が法人格を持たない団体の場合、当該団体の代表者について記載

令和5年度葉山町高齢者・障害者施設等物価高騰対策支援金（下半期分）支給決定通知書

様

葉山町長 山梨 崇仁

令和 年 月 日付けで申請のありました令和5年度葉山町高齢者・障害者施設等物価高騰対策支援金（下半期分）の支給については、令和5年度葉山町高齢者・障害者施設等物価高騰対策支援金支給要綱（以下「支給要綱」という。）の規定により次のとおり決定したので、通知します。

1 支給金額 円

2 支給条件

(1) この支給金の対象となる事業は、令和 年 月 日付けで申請のあった高齢者・障害者施設等における事業とします。

(2) 次の場合、この支援金の支給の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

また、取り消した部分に係る支援金を返還させ、支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該支援金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を徴収することがあります。

ア 支給対象事業者に該当しないことが判明した場合

イ 支援金の支給決定の内容又はこれに付した条件又はこの要綱に基づき町長が行った指示に違反した場合

ウ その他、偽り等不正の手段により支援金の支給を受けたことが判明した場合

(3) この支援金は、支給決定通知後、速やかに支給するものとします。

(4) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を支給金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければなりません。

また、支給事業者が保存期間が満了しない間に解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は町長）に帳簿及び証拠書類を引き継がなければなりません。

(5) 所在地又は代表者を変更したときは、速やかに文書をもって町長に届け出なければなりません。

(6) この支援金の支給の決定の内容又は条件に不服のあるときは、この支給決定通知書を受理した日から10日を経過した日までに申請の取り下げをすることができます。

問合せ先  
福祉部 課  
電話 046-876-1111  
内線

第3号様式

第 号  
令和 年 月 日

令和5年度葉山町高齢者・障害者施設等物価高騰対策支援金（下半期分）不支給決定通知書

様

葉山町長 山梨 崇仁

申請のありました、令和5年度葉山町高齢者・障害者施設等物価高騰対策支援金（下半期分）については、不支給とすることを決定したので通知します。

1 不支給の理由

※この様式は適宜修正して使用できるものとする。

第4号様式

第 号  
令和 年 月 日

令和5年度葉山町高齢者・障害者施設等物価高騰対策支援金（下半期分）  
支給決定取消通知書

様

葉山町長 山梨 崇仁

令和 年 月 日付け 第 号で支給決定しました令和5年度葉山町高齢者・障害者施設等物価高騰対策支援金（下半期分）につきまして、支給決定を取り消しましたので通知します。

1 支給決定取消理由

※この様式は適宜修正して使用できるものとする。